

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第80号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(心理に関する指導をつかさどる所員の数)</p> <p>第2条の2 法第12条の3第7項の指導をつかさどる所員の数は、福祉総合相談センター又は各児童相談所につき、法第13条第1項の規定により置く児童福祉司（次条第1項第1号に掲げる業務を行う児童福祉司に限る。）の数を<u>3</u>で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）以上の数とする。</p>	<p>(心理に関する指導をつかさどる所員の数)</p> <p>第2条の2 法第12条の3第7項の指導をつかさどる所員の数は、福祉総合相談センター又は各児童相談所につき、法第13条第1項の規定により置く児童福祉司（次条第1項第1号に掲げる業務を行う児童福祉司に限る。）の数を<u>2</u>で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）以上の数とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。